

○ 証券取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十一号)

改正案	現行
<p>(法第二章の規定を適用する有価証券)</p> <p>第二条 法第三条に規定する企業内容等の開示を行わせることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定めるものは、医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) に規定する社会医療法人債券とする。</p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)</p> <p>第三十三条の五 法第七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券 (第二条の二に規定する債券を除く。) で、株券、優先出資証券又は第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>九〜十三 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)</p> <p>第三十三条の五 法第七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券 (第二条に規定する債券を除く。) で、株券、優先出資証券又は第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの</p> <p>九〜十三 (略)</p>